

「(仮称)台東区屋外広告物景観ガイドライン」の策定方針(案)

屋外広告物の特性・課題を踏まえ、以下の方針により「(仮称)台東区屋外広告物景観ガイドライン」を策定する。

3-1 ガイドラインの策定目的

- ・過剰な意匠やまち並みから逸脱した規模の屋外広告物の表示・掲出が見られ、また、文化財等の周辺では、これら資源の価値を損ねかねないような屋外広告物の表示・掲出が出現する可能性が生じている
- ・さらに、屋内から表示する広告物や、映像技術の進展に伴うビジョンやデジタルサイネージの設置も増加しており、これらに対する景観への配慮が求められている
- ・東京オリンピック・パラリンピックを控え、文化財等の資源も増えていることや観光施策の展開などを踏まえ、早期に屋外広告物の積極的な景観誘導が求められている
- ・このため、台東区景観条例や景観計画との整合を図り、屋外広告物の配慮事項等を明記したガイドラインを策定し、誘導を図ることを目的とする

3-2 ガイドライン策定等の方針

屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項を明文化する

- ・これまで実施してきた、屋外広告物に表示・掲出に関する注意事項や台東区景観計画に基づく景観形成の方針等を踏まえ、配慮事項を明文化し、公表する

台東区景観計画と整合した区域区分を設定する

- ・地域の景観特性を活かした屋外広告物の誘導を図るため、台東区景観計画と整合したガイドラインの区域区分を設定し、配慮事項等を整理する
- ・景観重要建造物等の周辺では、これら資産の価値を維持するための配慮事項を整理する

現在の事前協議システムを活用して、屋外広告物の規模・意匠等の誘導を行う

○対象とする屋外広告物

- ・台東区内に表示・掲出される全ての屋外広告物を対象とし、公共が設置する屋外広告物も参照することとする。
- ・屋内に表示されているが、屋外に向けて表示している広告物も含む

○事前協議システムの活用

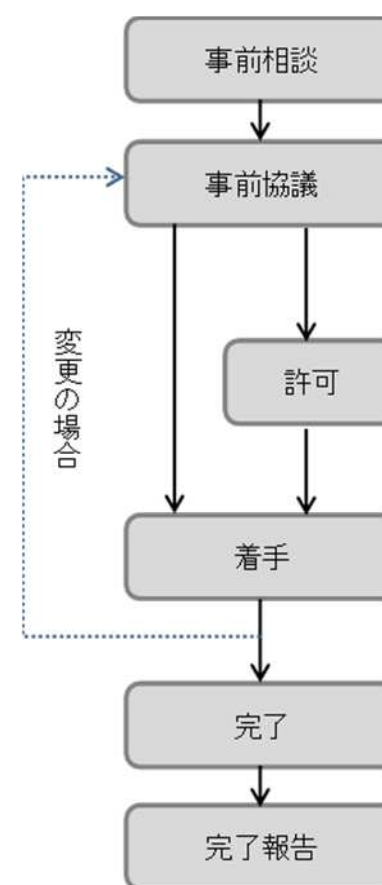
- ・1つの建築物で表示面積の合計が10㎡を超える屋外広告物は、台東区景観条例に基づく事前協議を実施し、景観誘導を進める

3-3 ガイドラインの主な項目

- ・3-2 ガイドライン策定等の方針を踏まえて、ガイドラインの主な項目を以下のとおり設定する

区分	項目
1. 台東区全域における基本的な配慮事項	○台東区全域を対象として、屋外広告物の表示・掲出に関する基本的な方向性や、次の事項を整理する ・屋外広告物の種類別(屋上、壁面、突出等)の配慮事項 ・屋外広告物の要素別(文字の大きさ、色彩、映像等)の配慮事項
2. 地区の景観特性を活かした配慮事項	○台東区景観計画との整合を図り、区域区分ごとの配慮事項を整理する ・景観計画の景観形成特別地区(上野恩賜公園周辺地区等) ・景観計画の景観基本軸(浅草通り等の街路景観、隅田川等の水辺景観)
3. 景観重要建造物等の周辺での配慮事項	○景観重要建造物等の周辺における配慮事項を整理する

【屋外広告物の事前協議手続き(現行)】



【屋外広告物掲出時の景観上の注意点(抜粋)】

- ・屋外広告物の地色は低彩度の控えめな色彩とし、文字などにごく少量に用いる色は、あざやかな色彩も使用可能とします
- ・屋外広告物の色彩選定を行う場合は、周辺との調和に十分配慮し、彩度が9を超えるような色彩は、使い方に注意しましょう。

・「色の変化」による掲出方法の例



・「統一」による掲出方法の例

